

～農業班 長田(ながた)編～

＜農業班＞

こんにちは、協力隊農業班の長田です。

協力隊の僕たちは江府町で初めての冬を過ごしています。町の中でも標高の高低差がある江府町。標高の高い御机や奥大山休暇村の周辺では、この記事を書いている平成26年12月なかばでもとても雪深い冬が来ていて驚きと住んできた方々の苦勞と知恵に敬意を示さずにはられません。

さて、農業支援班の長田は宮市に引っ越すことができました。すくなくとも築50年はたっている古民家で、家のすぐそばを生活用水の小川が流れ、台所の土間にも昔使っていたであろうかまどの痕跡が残っています。

一人で百の仕事をこなせるからお百姓さんと呼ばれるのだと聞いたことがあります。そんな人たちが住んできた、お百姓さんの知恵がつまった家をお借りすることができて、百姓になりたいくて大阪から引っ越してきた自分はしあわせだなあと感じています。

そんな風に浮かれて、甘ちゃんの僕を、江府町のマドンナたちは「お百姓さんはつらいよー。ながたくーん」と優しく諫めてくれ、あたたかく見守ってくれています。

本当に、農を生業として生きていくこと。農の6次産業化や農村の未来を切り開いていくこと。

「何て難しいんだろう！」

でも、この苦勞がやりたくて、楽しみたくて、僕は人生をかけて江府町に来た。

着任してからあっという間。たくさんの人に助けられながらも、もう8ヶ月以上が過ぎてしまいました。

変化すること、変化させることが少しでもできたでしょうか？

残りの協力隊の活動期間を、見守ってくれる多くの方がガッテン！してもらえるように、そして自分自身も納得できるように活動を進めていきます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。（ながたひらく）



確定申告が始まります

納税相談は2月17日から3月16日まで

納税相談日程表のとおり納税相談を行います。関係資料等を持参のうえお出かけください。

■確定申告とは

個人の所得税については、1年間のすべての所得金額を計算して申告し、納税することになっています。この手続のことを確定申告といいます。

また、確定申告の内容を元に、町や県の財源になる町県民税や国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などを算定するための基礎となります。

忘れずに正しく申告をしましょう。



■申告が必要な方

主な対象者を記載します。

- 事業所得（商工業・農林業など）のある方
- 不動産所得（地代・家賃など）のある方
- 譲渡所得（土地・建物などの売払金）がある方
- 給与の年収が2千万円を超える方
- 給与所得や退職所得以外の所得のある方
- 給与を2か所以上からもらっている方
- 給与の支払を受けたときに所得税が源泉徴収（参考1）されていない方
- 給与所得者で、勤務先から町に給与支払報告書が提出されていない方
- 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険に伴う申告が必要な方
（給与や年金収入のみの方で、支払報告書が提出されている方は必要ありません。）
- 生命保険や損害保険の一時金を受け取られた方は、確定申告をする必要がある場合があります。

■所得税が戻ってくる場合(還付申告)

源泉徴収されている方で、次のような場合、所得税の還付申告により、源泉徴収された税金の一部が戻る場合があります。

- ・家を住宅ローンなどで取得した場合
- ・医療費控除を受けようとする場合（参考2）
- ・災害や盗難にあった場合
- ・年の途中で退職し、再就職していない場合など

（参考1）源泉徴収とは？

給与や年金などを支払う機関が、あなたに支払う前にあらかじめ天引きをして、国に納める所得税を言います。

（参考2）『医療費控除』のお願い

医療費の領収書は、月別ではなく、次のように分類して持参してください。

- ①医療を受けた人ごと
- ②医療機関・薬局ごと

◎申告がスムーズにいくようご協力をお願いします。

★復興特別所得税が創設されました。

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

★平成26年1月から、農業を含むすべての事業所得者に帳簿等の記入と請求書・領収書などの保存が必要となっています。